

おお くま



お知らせ版

2023年 6 月 15 日

発行：大熊町役場 総務課 秘書広聴係

大熊町役場

大熊町大川原字南平 1717

☎0240-23-7568 (総務課)

会津若松出張所

会津若松市インター西 111

☎0242-23-4121

いわき出張所

いわき市好間町下好間字鬼越 18

☎0246-36-5671

中通り連絡事務所

郡山市希望ヶ丘 11-10

☎024-983-0686

今年度もプレミアム付き商品券を販売します

☎大熊町役場 産業課 商工係 ☎0240-23-7095

町は、町内での事業再開・帰還促進を図るため、プレミアム付き商品券を販売します。

■販売期間

8月5日(土)～12月22日(金) ※8月5日(土)に、町民のみを対象とした先行販売を行います。

■販売対象者 (必要書類等)

- ①令和5年7月1日時点で住民登録がある方 (本人確認証。大熊町民であることがわかるもの)
- ②平成23年3月11日時点で住民登録があり、転出した方 (本人確認証と被災証明書など当時町民であったことがわかる書類)
- ③住民登録はないが、大熊町内に居住している方 (本人確認証と公共料金の領収書など町内に居住していることがわかる書類)
- ④大熊町内の事業所に勤務している方 (本人確認証と会社が発行した勤務証明書)

■販売日程

対象者	販売日	販売時間	販売場所
①	8月5日(土)	午前9時～午後3時	大熊町役場 1階ホール
	8月6日(日)		
①②③④	8月7日(月)～10日(木)	午前10時～午後2時	linkる大熊 音楽スタジオ
	8月14日(月)以降の平日		大熊町商工会

■販売金額 1冊10,000円

【15,000円分の商品券つづり】

■販売数量 2,000冊 (なくなり次第終了します)

■販売冊数 1人6冊まで

■使用期限 令和6年1月31日(水)まで

被災家屋の解体申請期限は令和5年6月30日までです

環境省は、特定復興再生拠点区域等の家屋等の解体を行っています。解体を希望される方は、次のとおり申請をお願いします。環境省の解体には、**解体申請書の提出が必要です。**

■対象家屋

次の1～3に該当する家屋が対象です。

1. 対象範囲

・特定復興再生拠点区域とその周囲に位置する家屋や特定の道路の周囲に位置する家屋等

2. 対象家屋等

東日本大震災と長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、中小企業所有の事務所・店舗等

※解体の意向がある場合は、解体前に除染工事を行わないでください。環境省が除染した建物は解体の対象になりません。

3. リ災証明

大熊町が交付する「リ災証明書」において「半壊」以上の判定であること。

■申請方法

- 申請は解体申請受付窓口で受け付けています。手続きについて説明しますので、解体の意向がある方は窓口までご連絡ください。
- 申請書の様式は解体申請受付窓口にて用意しています。解体申請には次の書類が必要です。

- ①本人確認書類（運転免許証等）の写し
 - ②固定資産課税台帳記載事項証明書※
 - ③建物の「リ災証明書」※
 - ④解体申請を行う家屋等の写真
 - ⑤印鑑 ⑥その他（同意書等）
- ※②、③については、大熊町役場税務課までご連絡ください。

■注意点

- 対象となる家屋等の所有者が申請してください。代理人による申請の場合は、所有者との関係を確認させていただきます。
- 東京電力ホールディングスの賠償手続きが完了していない建物の解体を希望する場合は、事前に東京電力ホールディングスに相談されることをお勧めします。
- 家屋等を共有している場合や家屋等に抵当権が設定されている場合等の申請者以外の権利者が存在する場合は、これらの権利者の同意書も必要です。
- 申請に必要な書類をそろえるのに時間がかかる場合があります。解体の意向がある方は、**早めに解体申請受付窓口にご相談ください。**
- 解体申請は、受付後に取り消しをすることができません。
- 申請期限が近づいているため、**解体を悩んでいる方も申請しておくことをおすすめします。**

■解体申請窓口

高島テクノロジーセンター（環境省業務委託業者）
住所：いわき市好間町上好間山下6-1
☎0120-700-908
受付時間：月～金曜日（年末年始、土日祝日除く）
午前8時30分～午後5時15分

【環境省担当】

☎福島地方環境事務所 浜通り南支所
☎0240-25-8993
☎福島地方環境事務所 環境再生課
☎024-572-6003（解体申請受付担当）

便槽・浄化槽の汲み取りは令和5年6月30日まで受け付けます

環境省は、特定復興再生拠点区域内のご自宅等に設置された便槽・浄化槽の汲み取りを、震災後1回に限り行っています。希望される方は次のとおり汲み取りの申し込みをお願いします。

■対象区域

次の1～2に該当する家屋が対象となります。

1. 対象区域 特定復興再生拠点区域内
2. 対象範囲 便槽・浄化槽の汲み取り（震災後1回限り）※事業者を除く。

■申し込み先

福島地方環境事務所 浜通り南支所（廃棄物担当）
☎0240-25-8993
受付時間：月～金曜日（年末年始、土日祝日除く）
午前9時～午後5時

町内に残している車両の処分を希望される方へ

環境省は、特定復興再生拠点区域内のご自宅や公共施設等の駐車場に残されている自家用車等の処分を行っています。車両の処分を希望される方は、問い合わせ先にご連絡ください。

■対象車両

次の1～2に該当する車両が対象です。

1. 対象範囲

- ・ 特定復興再生拠点区域とその周囲
- ・ 特定の道路の周囲

2. 対象車両

東日本大震災と長期避難に伴い廃車となった普通自動車、軽自動車、バイク、農機等

※廃車手続きだけでは環境省の処分対象車両とはなりませんので申請をお願いします。

■申請受付期間 令和5年6月30日(金)まで

■申請方法 申請には次の書類等が必要です。

①意向確認書※

②本人が確認できる書類(身分証明書等)の写し

※①はお申し込み後に郵送しますので②と合わせて返送をお願いします。

☎ 福島地方環境事務所 浜通り南支所(廃棄物担当)

☎ 0240-25-8993

受付時間: 月～金曜日(年末年始、土日祝日除く)

平日午前9時～午後5時

片付けごみの個別回収は令和5年6月30日までです

環境省は、特定復興再生拠点区域内の自宅等から片付けで搬出された廃棄物の回収・運搬を行います。希望される方は次のとおり個別回収の申し込みをお願いします。

東京電力による片付けサポート、片付けのためのフレコンパックが必要な際は、個別回収受付の際にお申し込みください。

■対象区域

次の1～2に該当する家屋が対象です。

1. 対象区域

特定復興再生拠点区域内

2. 対象範囲

自宅等から片付け等で搬出された廃棄物(事業系廃棄物は除く)

事業系廃棄物は除く)

■対象品目

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、廃家電、特定品目、農林系廃棄物、屋外残置物、保管自動車等

■申し込み先

大熊町片付けごみサポートセンター

☎ 0120-50-8832

受付時間: 月～金曜日(年末年始、土日祝日除く)

午前9時～午後5時

☎ 福島地方環境事務所 浜通り南支所(廃棄物担当)

☎ 0240-25-8993

受付時間: 月～金曜日(年末年始、土日祝日を除く)

平日午前9時～午後5時

町内の灯油等を回収します

環境省は、特定復興再生拠点区域内の住居にある廃油等の回収を行っています。回収を希望される方はお問い合わせください。

■対象区域 特定復興再生拠点区域内

■対象範囲 家屋解体時に廃油等の回収(事業系廃棄物は除く)

■対象品目

廃油(灯油、軽油、重油、エンジンオイル、ガソリン)

☎ 東京電力ホールディングス

福島復興本社 大熊町・田村市グループ

☎ 080-6842-2349

受付時間: 月～金曜日(年末年始、土日祝日除く)

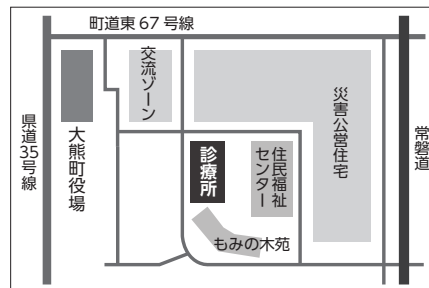
午前8時30分～午後4時30分)

新型コロナワクチン町内接種の予約方法（7月分）

7月の町内のワクチン接種は、診療所での個別接種で対応します。接種をご希望の方は、次の方法でご予約ください。 固大熊町役場 保健福祉課 保健衛生係 ☎0240-23-7419

【コールセンターに電話で予約する】

- 接種会場 大熊町診療所（大川原字南平 1920-1）
- 申込先 大熊町新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0120-205-808
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日は除く）



<大熊診療所の地図>

【接種日等】

- 接種日時 毎週木曜日（7月6日、13日、20日、27日）午前9時～11時30分
- 接種ワクチン ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4/5）

【接種対象者】

初回接種（1・2回目接種）を完了し、前回接種から3か月以上が経過した方で、次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の方
 - ② 12～64歳で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方
 - ③ 12～64歳で医療施設、高齢者施設、障がい者施設に従事する方
- ※ 15歳以下の方は、保護者の同意と同伴が必要です。

町外で新型コロナワクチン接種を受ける方へ

接種予約時期は各自治体によって異なります。接種券が届いてもすぐに予約できない場合がありますので、必ず避難先自治体の広報紙や公式ホームページ、コールセンターで最新の情報を確認してから予約してください。

必要書類に加え同封されている「住所地外接種届出済証」を持参することで避難先の市区町村で接種ができます。ワクチンの供給量は避難先においても十分に確保されます。感染拡大防止の観点からも、避難先での接種にご協力ください。

ふたば復興診療所から

ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）は、地域の皆さまの健やかな暮らしを支えるために、内科、整形外科に加え、心身医療科を開設し、心のケアも行うこととなりました。お気軽にご相談ください。

- 診察日 水曜日、金曜日（完全予約制）
- 担当医師 宮川明美
- 予約方法 診察をご希望の方は、電話にてご連絡ください。 ☎0240-23-6500
- 場所 檜葉町北田字中満 289-1（福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所）

町内への定住促進や戸建賃貸住宅不足解消に向けた 補助事業を行っています

町は自ら町内に定住するための住宅取得・修繕費用や家賃、戸建住宅を賃貸するための修繕費用に対する補助事業を行っています。主な補助要件は次のとおりです。詳細は町公式ホームページに掲載していますので、補助制度をご利用される際は必ず事前にご覧ください。



■問い合わせ先：大熊町役場 住宅関連補助受付窓口

☎0120-985-533

町公式サイト
「定住促進補助」

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）

住宅取得等支援事業（町内に定住する方へ住宅取得・修繕費用を助成します）

- 目的 ・ 帰還や移住による町内への定住促進
- 対象者 ・ 町内に自ら居住する対象住宅を取得する帰還者または移住者
・ 5年以上継続して対象住宅を所有し現に居住する方
- 対象住宅 ・ 取得等の契約締結日が平成31年4月10日以降の住宅
- 対象経費 ・ 取得等に要する費用（住宅以外の部分は対象外）
- 補助額 ・ 新築住宅取得：取得額の50%（上限500万円）
・ 中古住宅取得：取得額の50%（上限200万円）
・ 中古住宅修繕：修繕額の50%（上限300万円、移住者は250万円）

戸建賃貸住宅修繕等支援事業（戸建住宅を所有する方へ賃貸するための修繕費用を助成します）

- 目的 ・ 引き続き生じている戸建住宅不足の早期解決
- 対象者 ・ 町内に戸建住宅を所有し賃貸を行う方
- 対象住宅 ・ 東日本大震災以前に建築された住宅
- 対象経費 ・ 修繕費用、残置物処分費用
- 補助額 ・ 対象経費の50%（上限300万円）

令和5年度の介護保険負担限度額認定申請の受付を開始します

有効期限が令和5年7月31日までの介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に、更新申請の案内を送付しました。引き続きこの制度を利用するためには、令和5年8月末までに更新申請が必要となります。

新規で利用を希望される方は、次のお問い合わせ先までご相談ください。

☎大熊町役場 保健福祉課 介護保健係 ☎0240-23-7226

農地の放射線量調査を行います

特定復興再生拠点内の農地の放射線量を確認するための調査を行います。調査の際には皆さまの農地内に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。

- 実施期間 令和5年7月～令和6年3月
- 実施場所 特定復興再生拠点内の農地

☎大熊町役場 産業課 農政係 ☎0240-23-7137

事後モニタリングの実施について

環境省は、現在特定復興再生拠点区域内の除染工事を進めていますが、除染を行った箇所について除染の効果が維持されているかを把握するために、放射線量の測定を行います。

敷地内に立ち入らせていただいて測定を行いますのでご協力をお願いします。
対象となる方には別途ご案内します。

- 測定場所 特定復興再生拠点区域
- 測定時期 令和5年6月～令和6年3月（予定）

☎日本エヌ・ユー・エス（環境省業務受託業者）☎0120-395-080

無人ヘリでの放射線測定を行います

町内の一部（野上山神地区から夫沢東台地区まで）で、無人ヘリによる放射線の測定作業を行います。作業の都合上、住宅や道路の上空を通過することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 実施期間 6月下旬～10月下旬（予定）
- 実施場所 町内の一部（野上山神地区から夫沢東台地区まで）

☎大熊町役場 環境対策課 生活環境係 ☎0240-23-7829

特定復興再生拠点区域内にある自宅敷地の除草事業を行います

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う住民の方々の帰還支援を目的として、令和5年度から令和7年度にかけて拠点区域内にあるご自宅の敷地（宅地部分）の除草を行います。

詳細は広報おおくま6月1日号をご覧ください。環境対策課までお問い合わせください。

- 申請期限 令和5年6月30日（金）まで

☎大熊町役場 環境対策課 ☎0240-23-7823

会計年度任用職員登録者を随時募集しています

☎大熊町役場 総務課 行政係 ☎0240-23-7569

大熊町役場は、会計年度任用職員（以下、任用職員）の登録を随時募集しています。

これは、大熊町役場で任用職員として働くことを希望する方に登録をしていただき、登録者名簿の中から条件に合う方を選考し、面接等審査後採用するものです。

なお、登録されても必ずしも採用されるとは限りませんので、ご了承ください。

■登録職種

- ①一般事務補助
- ②認定こども園調理員
- ③電気主任技術者
(要資格：電気工事関係資格)

■勤務地

- ①大熊町、郡山市 ②③大熊町

■登録資格

- ・登録日現在、年齢 18 歳以上で高校卒業程度の学歴を有する方
- ・自力で通勤ができる方
- ・③電気主任技術者は電気工事関係の資格が必要です。

■任期・条件

- ・採用日から同日の属する会計年度の末日（3月31日）までです。
- ・フルタイムで土日祝日が休日となります。
- ・給与は、①②は 153,300 円～ 189,500 円の間で、③は 202,700 円～ 252,000 円の間で社会人経験年数により決定します。
- ・給与の他、条例規則等の定めにより通勤手当等の諸手当が支給されます。

■登録方法

- ・「大熊町会計年度任用職員登録申込書」を大熊町役場総務課行政係へ提出し、登録してください（資格免許等が必要な職種は、証明するものの写しを添付してください）。
- ・「大熊町会計年度任用職員登録申込書」は、大熊町役場本庁舎、各出張所および連絡事務所に備え付けてあります。郵送で請求する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員登録申込書請求」と朱書きし、84 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長 3 封筒）を同封のうえ、大熊町役場総務課行政係へ請求してください。



つくろう！「ふくしまマイ避難シート」

「マイ避難」とは日頃から一人一人が適切な避難行動について考え、備えることです。水害から自分や大切な人の命を守るためには、自宅や職場などの災害の危険性を普段から理解し、災害が発生する前に安全に避難する必要があります。

このような避難行動をいざという時に速やかに行うために普段から「マイ避難」を考え「マイ避難シート」を作成しましょう。マイ避難シートは Web で簡単に作成できます。詳しくはホームページをご確認ください。

☎福島県危機管理課 ☎024-521-8651

マイ避難シート
作成ページは
こちらから



双葉准看護学院 見学説明会

公立双葉准看護学院は学院見学説明会を予約制で開催します。看護の仕事に興味のある方など、お気軽にお越しください。

時①7月29日(土)

②10月7日(土)

期①7月24日(月) まで

②10月2日(月) まで

場公立双葉准看護学院

(南相馬市原町区菅浜字巢

掛場45・76)

☎0244(32)0990

おおくまいわき友の会

内豊かな自然に癒される奥会津バスツアー

展望台から只見川橋梁見物、

JR只見線にも乗車します。

時7月20日(木) 午前6時40

分ラパークいわき駐車場集

合、午前7時出発

費3000円

定先着30人

対大熊町民の皆さん

期6月26日(月) まで

☎090(5234)2467

(奥山和枝)

☎090(3645)2765

(伊東光子)

大熊町いわき会

内温泉入浴健康講座

温泉で若返り(温泉で血管の老化を遅らせる秘策・血管若返り)入浴法を学びます。

時7月19日(水)

午前10時

場いわき市泉公民館講堂(い

わき市泉町四丁目13・11)

費無料(弁当付き)

対大熊町民の皆さん

定先着30人

期7月14日(金) まで

☎090(5188)8163

(宮本明)

大熊町山田会

内バーベキュー交流会

時7月30日(日)

午前9時30分

場渡辺宅(いわき市山田町)

費1000円

定先着50人

対大熊町民の皆さん

申必要

☎090(7326)7444

(事務局・石田和枝)

有害鳥獣捕獲用わなを設置します

町内全域でイノシシ等の有害鳥獣駆除のため、箱わなを設置します。

所有土地等で獣害の不安があり、箱わなの設置を希望・検討されている方は帰還困難区域・解除区域問わず、お気軽にご相談ください。

- 箱わなの種類
 - ・大型箱わな(主にイノシシのような大型動物の捕獲に用いられます。)
 - ・小型箱わな(主にアライグマやハクビシンといった小型動物の捕獲に用いられます。)
 - ・くくりわな(主に山間部での大型動物の捕獲に用いられます。)
- 注 意 点
 - ・誘因エサをまきますので一時的に遭遇率が上がる場合があります。
 - ・土日祝日など、わなの稼働を停止する場合があります。
 - ・わなには数量の限りがありますので、設置予定箇所のみとなる場合があります。
 - ・わなの状態確認のため、捕獲員が定期的に巡回します。
 - ・わなで捕獲された動物は、捕獲員が処理します。

■わな設置期間 令和6年3月29日(金)まで

☎大熊町役場 産業課 農政係 ☎0240-23-7137

不動産登録募集中

☎ おおくままちづくり公社 ☎0240-23-7101
(平日午前9時~午後5時)

おおくままちづくり公社は、大熊町から委託を受けて町内の不動産利活用支援事業を実施しています。所有する不動産を売りたい・貸したい方、登録されている不動産の利用を希望される方は、当公社にご相談ください。

なお、登録により売買・賃貸契約の成立が確約されるわけではございませんので、ご了承ください。